

公 告 第 4 5 6 号

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

組合規約・規程等の一部変更について

平成 2 9 年 2 月 2 1 日開催の第 8 1 回組合会において、組合規約及び組合規程等の一部変更について承認されましたので、健康保険法施行令第 3 条の 2 及び健康保険法施行規則第 15 条の規定により公告いたします。

記.

1. 組合規約の改正

新	旧
(略)	(略)
(予備費の費途) 第 4 8 条 <u>一般勘定のうち</u> 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 事務所費 (2) 組合会費 (3) 保険給付費 (4) 納付金 (5) 保健事業費 (6) 還付金 (7) 営繕費 (8) 財政調整事業拠出金 (9) 積立金 (10) 連合会費 (11) 雑支出	(予備費の費途) 第 4 8 条 予備費の充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 事務所費 (2) 組合会費 (3) 保険給付費 (4) 納付金 (5) 保健事業費 (6) 還付金 (7) 営繕費 (8) 財政調整事業拠出金 (9) 積立金 (10) 連合会費 (11) 雑支出
<u>2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 介護納付金</u> <u>(2) 介護保険料還付金</u> (略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規約は平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。</u>	

2. 健康診査等補助金支給規程の改正

新	旧
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(種類と受診資格)</p> <p>第15条 健康診査の種類と受診資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) がん検診</p> <p>原則として、35歳以上の被保険者、被扶養者を対象とする。<u>但し、対象年齢未満の加入者が、両親が癌である等の理由でがん検診を希望するときは、健保組合に申請書を提出し、承認された場合に受診を可能とする。(一人1検診のみ)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(種類と受診資格)</p> <p>第15条 健康診査の種類と受診資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健康診査</p> <p>35歳以上の被扶養者および、被保険者(任意継続者)を対象とする。</p> <p>(2) 人間ドック</p> <p>35歳以上の被保険者を対象とする。</p> <p>(3) 配偶者人間ドック</p> <p>35歳以上の被扶養者となっている配偶者(女性及び男性)を対象とする。</p> <p>(4) がん検診</p> <p>原則として、35歳以上の、被保険者、被扶養者を対象とする。</p> <p>(5) インフルエンザ予防接種</p> <p>(略)</p>

3. がん検診実施要領の改正

新				旧			
3. 検診の対象者、検査方法と補助金の上限				3. 検診の対象者、検査方法と補助金の上限			
検査種別	対象者	検査方法	補助金 上限	検査種別	対象者	検査方法	補助金 上限
胃がん (※3)	35歳以上の被保険者 ・被扶養者 <u>(※4)</u>	胃部X線撮影 ペプシノーゲン、胃内視鏡	5,000 円	胃がん (※3)	35歳以上の被保険者 ・被扶養者	胃部X線撮影 ペプシノーゲン、胃内視鏡	5,000 円
肺結核 (がん) (※3)	35歳以上の被保険者 (※1)・被扶養者 <u>(※4)</u>	胸部X線撮影 喀痰	3,500 円	肺結核 (がん) (※3)	35歳以上の被保険者 (※1)・被扶養者	胸部X線撮影 喀痰	3,500 円
大腸がん (※3)	35歳以上の被保険者 ・被扶養者 <u>(※4)</u>	便潜血2日法 大腸内視鏡	2,000 円	大腸がん (※3)	35歳以上の被保険者 ・被扶養者	便潜血2日法 大腸内視鏡	2,000 円
肝炎	35歳の被保険者、被扶養者(※2)	血液検査(B、C型)	3,500 円	肝炎	35歳の被保険者、被扶養者(※2)	血液検査(B、C型)	3,500 円
乳がん	30歳以上の被保険者 ・被扶養者 (女性) <u>(※4)</u>	マンモグラフィ ーまたは 超音波又はその両方	5,500 円	乳がん	30歳以上の被保険者 ・被扶養者 (女性)	マンモグラフィ ーまたは 超音波又はその両方	5,500 円
子宮頸がん (※3)	20歳以上の被保険者 ・被扶養者 (女性) <u>(※4)</u>	自己採取法 又は 医師採取法	3,500 円	子宮頸がん (※3)	20歳以上の被保険者 ・被扶養者 (女性)	自己採取法 又は 医師採取法	3,500 円

(※1) 34歳以下の被保険者(除く、任意継続被保険者)も受診資格対象者となります。

(※2) 36歳以上の被保険者及び被扶養者で過去に肝炎検査を受けていない者は受診資格対象者となります。

(※3) 被扶養者及び任意継続被保険者対象の郵送検診の設定があります。

(※4) 対象年齢未満の加入者が、両親が癌である等の理由でがん検診を希望するときは、健保組合に申請書を提出し、承認された場合に受診を可能とする。(一人1検診のみ)

(注意) 二次検査については全て保険診療となります。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。

(※1) 34歳以下の被保険者(除く、任意継続被保険者)も受診資格対象者となります。

(※2) 36歳以上の被保険者及び被扶養者で過去に肝炎検査を受けていない者は受診資格対象者となります。

(※3) 被扶養者及び任意継続被保険者対象の郵送検診の設定があります。

(注意) 二次検査については全て保険診療となります。

4. 付加給付支給規程の改正

新	旧
<p>(この規程の目的)</p> <p>第1条 この規程は、組合規約第55条の規定による付加金の支給手続きにつき<u>必要とする事項を規定する。</u></p> <p><u>(付加給付の種別)</u></p> <p>第2条 <u>当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 訪問看護療養費付加金</u></p> <p><u>(2) 家族訪問看護療養費付加金</u></p> <p><u>(3) 出産育児一時金付加金</u></p> <p><u>(4) 埋葬料付加金</u></p> <p><u>(5) 家族療養費付加金</u></p> <p><u>(6) 合算高額療養費付加金</u></p> <p><u>(請求形式)</u></p> <p>第3条 <u>前条(1)(2)(5)(6)に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する訪問看護療養費明細書、診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき当該被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。</u></p> <p><u>2 前条(3)(4)に定める付加金の請求は、法定給付の請求書を受領したとき、被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。</u></p> <p><u>(支給時期)</u></p> <p>第4条 <u>付加金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月1回支給する。</u></p> <p><u>(支払方法)</u></p> <p>第5条 <u>付加金の支給は、銀行振込により支給する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成29年2月21日から施行する。</u></p>	<p>(この規定の目的)</p> <p>第1条 この規程は、組合規約第55条の規定による付加給付支給手續について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(請求書様式)</p> <p>第2条 付加給付の請求書の様式は法定給付の様式を準用する。</p> <p>(出産育児付加金)</p> <p>第3条 出産育児付加金の請求書は、組合の所定の様式を使用し、該当事項を記入するほか、次の事項の証明書を添えて組合に提出するものとする。</p> <p>1. 市町村長または医師もしくは助産婦において、分娩の事実を証明した書類。 但し、出産育児一時金・付加金請求書へ証明を受けた場合はこれを省略することができる。</p> <p>(埋葬料付加金、埋葬費付加金)</p> <p>第4条 埋葬料付加金または埋葬費付加金の請求書は、組合の所定の様式を使用し、該当事項を記入するほか、被保険者証および次の各号に掲げるもののうち、一つを添えて組合に提出するものとする。</p> <p>1. 市町村長の埋葬許可証もしくは火葬許可証の写</p> <p>2. 死亡診断書、死体検案書もしくは検視調書の写</p> <p>3. 死亡に関する事業主の証明書</p> <p>2. 埋葬費付加金の請求書には前項各号の書類のほか、埋葬に要した費用の額に関する証拠書類を添えるものとする。</p> <p>3. 埋葬料請求書または埋葬費請求書に前項各号のうちいずれかの書類を添付した場合は、これを省略することができる。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第5条 付加給付は原則として法定給付の請求と同時に請求するものとする。</p>

5. 一部負担還元金支給手続規程の改正

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p><u>(支払方法)</u></p> <p><u>第4条 一部負担還元金は銀行振込により支給する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成29年2月21日から施行する。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規程は、規約54条ノ2に基づき、一部負担還元金の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(請求形式)</p> <p>第 2 条 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合で受領したとき、また、療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。</p> <p>(支給時期)</p> <p>第 3 条 一部負担還元金は、毎月1回支給する。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第 4 条 一部負担還元金の支給は、給付金受領代理人選任届により届出された者に支給する。支払は、給与口座振込、または指定銀行（または信金、信組、農協）振込により行う。</p>